資料４

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
３　各学校の現状 （１）小・中学校 【特別な支援を要する児童生徒数の増加】 ○　本県の小・中学校において，平成２５年度に特別支援学級又は通級指導教室を設置している学校の割合は，小学校８５．９％，中学校８７．６％となっている。 ○　特別支援学級の障害別設置数を１０年前と比較すると，自閉症・情緒障害学級数については４３．２％の伸びとなっており，それ以外は微増傾向にある。 ○　ＬＤ・ＡＤＨＤ等の通級による指導を受けている児童生徒数は，平成２５年度現在，７７１人で，ＬＤ・ＡＤＨＤが通級による指導の対象に加えられた平成１８年度の１０人と比較して，７６１人増加しており，平成２４年度の文部科学省の調査においても，知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は，小・中学校では通常の学級に６．５％程度在籍しているとされている。 ●　いずれの小・中学校においても特別な支援を必要とする児童生徒が適切に学習できるよう，一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが必要である。	３　各学校の現状と課題 （１）小・中学校 【特別な支援を必要とする児童生徒数の増加】 ○　本県の小・中学校において，平成２５年度に特別支援学級を設置している割合は，小学校８４．１％，中学校８６．５％となっており，通級指導教室を設置している学校の割合は，小学校２６．１％，中学校４．８％となっている。 ○　特別支援学級の障害種別設置数は，知的障害と自閉症・情緒障害で約８割を占め，特に，自閉症・情緒障害は，１０年前と比較すると５０％も増加しており，それ以外は，知的障害も含め微増傾向にある。 ○　ＬＤ等の通級による指導を受けている児童生徒数は，平成２５年５月の時点で７７１人であり，ＬＤ等の児童生徒が通級による指導の対象に加えられた平成１８年度の１０人と比較すると７６１人増加している。平成２４年度の文部科学省の調査においても，知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は，小・中学校では通常の学級に６．５％程度在籍しているとされている。 ●　小・中学校においても，特別な支援を必要とする児童生徒が適切に学習できるよう，一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが必要である。
＜意見等の主旨＞　「特別支援学級」と「通級指導教室」は別々に統計処理されるべきである。	
＜審議会の考え方＞　「特別支援学級」と「通級指導教室」の設置割合を別々に表記します。	

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
３　各学校の現状 （１）小・中学校 【特別支援教育の校内体制整備】 ○ 本県の特別支援教育に関する校内委員会の設置率，特別支援教育コーディネーター配置率は小・中学校ともに１００％であり，校内における特別支援教育の体制は整備されつつあるが，校内委員会の年間開催回数が２回以下の学校が小学校では約７割，中学校では約８割となっている。 （２）特別支援学校 【特別支援学校のセンター的機能】 ● 特別な支援の強化に向けて，高い専門性をもつ人材の更なる確保と，地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数配置など，センター的機能を補完する体制づくりが求められている。 （３）高等学校 【特別支援教育の校内体制】 ○ 特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会の設置が進む一方，校内委員会を開催していない学校が約４割，また年間開催回数が２回以下の学校が約９割となっている。	３　各学校の現状と課題 （１）小・中学校 【特別支援教育の校内体制整備】 ○ 本県の特別支援教育に関する校内委員会の設置率，特別支援教育コーディネーターの指名率は小・中学校ともに１００％であり，校内における特別支援教育の体制は整備されたものの，校内委員会の年間開催回数が２回以下の学校が小学校では約７割，中学校では約８割となっている。 （２）特別支援学校 【センター的機能】 ● 特別な支援の強化に向けて，高い専門性をもつ人材の更なる確保と，地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数指名など，センター的機能を補完する体制づくりが必要である。 （３）高等学校 【特別支援教育の校内体制】 ○ 特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が進む一方，校内委員会を開催していない学校が約４割，また年間開催回数が２回以下の学校が約９割となっている。
＜意見等の主旨＞　特別支援教育コーディネーターは「配置」ではなく「指名」とした方が適切である。	
＜審議会の考え方＞　文部科学省の通知等においても「指名」と記していることから，それに準じて修正します。	

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
３　各学校の現状 （２）特別支援学校 【軽い知的障害のある児童生徒への対応】 ○ 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度（以後，「軽い知的障害」という）の生徒を対象とする高等学園は県内に２校あり，いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出している。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立知的障害特別支援学校に入学しており，そのような状況に対応するため平成２８年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定である。 ● 児童生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園整備に向けた検討が必要であるとともに，二次募集で入学する生徒に対応した教育課程編成の工夫も課題である。	３　各学校の現状と課題 （２）特別支援学校 【軽い知的障害のある生徒への対応】 ○ 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度（以後，「軽い知的障害」という）の生徒を対象とする高等学園は県内に２校あり，いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出している。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立知的障害特別支援学校等に入学しており，そのような状況に対応するため平成２８年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定である。 ● 生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園の整備に向けた検討が必要であるとともに，二次募集で県立知的障害特別支援学校に入学する生徒に対応した教育課程を編成するなどの工夫が必要である。
＜意見等の主旨＞　　高等学園不合格者の進路について実態を反映した表現にしてほしい。	
＜審議会の考え方＞　　高等学園不合格者の実態を反映するよう，修正します。	

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
５ 今後の特別支援教育の進め方 目標１【自立と社会参加】 （１） 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実 ・ 障害を早期に発見し，その発達に応じた必要な支援を行うことができるように，乳幼児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を，教育，医療，福祉，保健，労働等との連携の下に確立することが必要である。	５ 今後の特別支援教育の進め方 目標１【自立と社会参加】 （１） 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実 ・ 障害を早期に発見し，発達に応じた必要な支援を行うため，乳幼児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を，教育，医療，福祉，保健，労働等との連携の下に確立することが必要である。 ・ 乳幼児期の教育相談には，特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら，保護者が希望する日時や健診時などに対応できるよう，学校の他，市町村の関係各課，専門家等がネットワークを組織し，障害の疑いのある未就学児の早期発見，保護者の正しい障害の理解，適切な就学に繋げる支援体制の整備が必要である。
・ 市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援するため，県教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し，障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や，就学先を選択・決定するための手順等について提示するなど，市町村教育委員会における教育支援体制づくりへの支援を行うことが必要である。	・ 市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援するため，県教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し，障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や，就学先を選択・決定するための手順等について提示するなど，市町村教育委員会における教育支援体制づくりへの支援を行うことが必要である。 ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成においては，保護者や専門家等からの協力を得て，一人一人に対する「合理的配慮」を明らかにする必要がある。その上で，計画に基づく組織が適切に活用されることが求められることから，モデル事業等を展開しながら成果を普及していくことが必要である。
＜意見等の主旨＞ 「個別の教育支援計画」を活用した支援の充実が必要である。	
＜審議会の考え方＞ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」における合理的配慮の記述については，障害者差別解消法との関連からも必要になると認識しており，本答申中間案目標１【自立と社会参加】にその旨を新たに追加しました。また，作成や活用にあたって必要となる教育相談に向けた体制整備についての記述も新規に追加します。	

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
５　今後の特別支援教育の進め方 目標１【自立と社会参加】 （２）　卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実	５　今後の特別支援教育の進め方 目標１【自立と社会参加】 （２）　卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
・　ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒について，具体的な支援を行うため，所属していた各学校等から，障害の状態，配慮事項，関係機関などの情報を確実に引き継ぐとともに，「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要がある。	・　ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒について，具体的な支援を行うため，所属していた各学校等から，障害の状態，配慮事項，関係機関などの情報を確実に引き継ぐとともに，「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要がある。
	・　卒業後の就労・自立・社会参加に向けて，保護者，学校，市町村，福祉，労働等の関係機関が緊密に連携し，児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動への支援とともに卒業後のケアに取組む必要がある。
・　日常生活におけるＱＯＬ（生活の質Quality of Life）の向上や新たな才能の開花に繋がるよう，日頃から，音楽，美術，体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実が求められる。	・　日常生活におけるＱＯＬ（生活の質：Quality of Life）の向上や新たな才能の開花に繋がるよう，日頃から，音楽，美術，体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実が求められる。
＜意見等の主旨＞　　各圏域における連携組織と相談機関の設置が必要である。	
＜審議会の考え方＞　　卒業後の就労・自立・社会参加に向けた連携・支援の必要性について新たに追加します。	

宮城県特別支援教育将来構想（答申案）新旧対照表

修正前（中間案）	修正後（最終案）
５　今後の特別支援教育の進め方 目標２　【学校づくり】 （２）　学習の質を高めるための教員の専門性向上 ・小・中，高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため，管理職がリーダーシップを発揮し，特別支援教育に関する校内研修の実施とともに，特別支援学校での体験研修や宮城県総合教育センター等での研修を通じて，特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上が望まれる。 ・特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者がその専門性を発揮し，通常の学級の児童生徒の支援，外部専門家の活用による，指導内容と方法の改善及び充実を図る必要がある。 ・発達障害を含めた多様な障害によって生ずる教育的ニーズに対応した専門的な指導や学級運営の在り方，教育相談への対応，関係機関との連携等について的確に対応できるよう教員の研修内容の更なる充実が求められる。 ・特別支援学校のセンター的機能を発揮し，小・中，高等学校に対する支援を担う特別支援学校の教員については，特別支援教育に関する豊富な経験と高い専門性が求められることから，計画的に教員養成をする必要がある。	５　今後の特別支援教育の進め方 目標２　【学校づくり】 （２）　学習の質を高めるための教員の専門性向上 ・小・中，高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため，管理職がリーダーシップを発揮し，特別支援教育に関する校内研修を実施するとともに，特別支援学校での体験研修や県総合教育センター等での研修を通じて，特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上が望まれる。 ・特別支援学級，通級による指導の担当者，PT，OT，ST，臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し，通常の学級の児童生徒への支援，指導内容と方法の改善及び充実を図る必要がある。 ・発達障害を含めた様々な障害によって生ずる多様な教育的ニーズに対応する専門的な指導や学級運営の在り方，教育相談への対応，関係機関との連携等について的確に対応できるよう，教員の研修内容の更なる充実が求められる。 ・特別支援学校のセンター的機能を発揮し，小・中，高等学校への支援を担う特別支援学校の教員には，特別支援教育に関する豊富な経験と高い専門性が求められることから，計画的に養成する必要がある。 ・全ての教員に特別支援教育に関する専門性が確保されるよう，教員採用の在り方及び特別支援学校教諭免許状の取得について，今後，検討していくことが必要である。更に，教員養成段階，その後の学校現場の教員支援については，大学との連携が強化されることが望まれる。
＜意見等の主旨＞　　教員の専門性確保に向け，免許状の取得，養成，採用の検討が必要である。	
＜審議会の考え方＞　本審議会でも教員の専門性確保に向け，免許状の取得，養成，採用の在り方について，今後とも検討が必要と考え，「目標【学校づくり】の（２）教員の専門性向上」に新たに追加します。	